

令和 7・8 年度 倉吉市水道事業（量水器）入札参加資格審査申請要領

令和 7 年度及び令和 8 年度において倉吉市が発注する水道事業の用に供する量水器の購入及び修理に係る競争入札参加資格審査申請の受付を行います。

参加を希望される方は、次により関係書類を提出してください。

1 申請書等の入手方法

令和 7・8 年度倉吉市水道事業（量水器）入札参加資格審査申請書等の様式は、市公式ウェブサイトから入手してください。

※参考「トップページ」→「【組織から探す】上下水道局」→「【上下水道局】事業者向け情報」→「【入札・契約】入札参加資格審査申請の受付」
→「申請書等のダウンロード」から入手してください。

(1) 配付書類

- ・令和 7・8 年度倉吉市水道事業（量水器）入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）
- ・委任状（様式第 2 号）
- ・使用印鑑届（様式第 3 号）
- ・市税の課税・納付状況に係る確認についての同意書（様式第 4 号）
- ・暴力団等の排除に関する誓約書（様式第 5 号）
- ・倉吉市水道事業（量水器）入札参加資格審査申請事項変更届（様式第 6 号）

(2) 参考資料

- ・提出書類一覧表（登録申請）（別表第 1）
- ・提出書類一覧表（変更時）（別表第 2）

2 申請書の受付期間・提出先・提出方法

(1) 受付期間

① 定期受付

令和 7 年 1 月 7 日（火）から令和 7 年 2 月 10 日（月）まで（必着）

※倉吉市の休日进行を定める条例（平成元年倉吉市条例第 2 号）第 2 条第 1 項に規定する市の休日（以下「休日」といいます。）を除きます。

② 随時受付

令和 7 年 3 月 3 日（月）から令和 8 年 6 月 3 0 日（火）まで（必着）

※休日を除きます。

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(3) 提出方法

持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書郵便事業若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」といいます。）により提出

してください。この場合において、郵便又は信書便により提出するときは、書留郵便又はこれに準ずる信書便の役務によることとします。

(4) 提出先

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722 番地
倉吉市上下水道局業務課経営係（電話：0858-27-0633）

3 提出書類

提出書類は、次のとおりです。(1)の申請書を上にして、(2)に掲げる添付書類の符号順に、ファイルやバインダー等で綴じずに提出してください。提出部数は1部です。

(1) 令和7・8年度倉吉市水道事業（量水器）入札参加資格審査申請書（様式第1号）

(2) 添付書類

① 委任状（様式第2号）

代表者（本社）が、代理人（支店等）に入札、見積り、契約の締結及び履行並びに代金の請求及び受領等の事務（以下「契約事務」といいます。）を委任する場合に限り提出してください。

② 使用印鑑届（様式第3号）

代表者（本社）が、契約事務において、実印以外の印鑑を使用する場合に限り提出してください。

③ 市税の課税・納付状況に係る確認についての同意書（様式第4号）

④ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第5号）

⑤ 量水器契約・納入実績（任意様式）

過去2年間の契約先（地方自治体等公共団体名）及び契約金額又は納入個数を報告してください。

⑥ 登記簿謄本等（申請日前3か月以内に発行されたものの原本又は写し）

a 法人 登記簿謄本又は登記事項証明書

（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

b 個人 代表者の身分証明書（市区町村発行）及び登記されていないことの証明書（後見人・保佐人等に該当しないことの証明）

⑦ 印鑑証明書等（申請日前3か月以内に発行されたものの原本又は写し）

a 法人 印鑑証明書

b 個人 印鑑登録証明書

⑧ 財務諸表等

a 法人 申請日直前の営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書

b 個人 申請日直前の1年間の確定申告書等決算書類の写し

（確定申告書B 損益計算書、貸借対照表（資産負債調））

⑨ 営業に関し許可、認可、登録等を証する証明書の写し

⑩ 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に、個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含

む。以下同じ。)に未納がないことを証する納税証明書(申請日前3か月以内に発行されたものの原本又は写し)

a 法人 国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式(以下「第9号書式」という。))「その3の3」

b 個人 第9号書式「その3の2」

⑪ 鳥取県内に本店を有する事業所にあつては、鳥取労働局が発行する労働保険料納付証明書(申請日から3か月以内に発行されたものの原本又は写し)

4 提出書類作成上の留意点

基準日は、申請日とします。申請日は、提出日(郵便又は信書便による場合は発送日)を記入してください。

(1) 令和7・8年度倉吉市水道事業(量水器)入札参加資格審査申請書(様式第1号)

ア 申請者(本社)に関する事項

① 法人の場合は、登記簿謄本又は登記事項証明書に記載された住所を記入してください。

② 個人の場合は、所得税の確定申告書に記載した事業所所在地を記入してください。

③ 「代表者職・氏名」欄の職は、法人の場合は「代表取締役」「取締役社長」「代表取締役社長」「理事」等、代表者の役職名を、個人の場合は「代表者」と記入してください。

イ 受任者に関する事項(倉吉市と取引する支店等)

委任状により支店・営業所等が契約者となる場合のみ記入してください。本社が契約者となる場合は記入しないでください。

ウ 審査事項

① 「通算営業年数」は、創業年月日から申請日までの期間を記入してください(当該期間中に、休業期間が含まれる場合は、休業期間を控除した期間とする。)。なお、1月未満の端数は切り捨ててください。

② 「売上高」は、直前の営業年度の決算から、1年間の売上金額を記入してください(千円未満切捨て)。

a 法人 損益計算書の売上高

b 個人 収支内訳書の売上(収入)金額又は青色申告決算書の売上(収入)金額(雑収入を含む。)

③ 「資本金の額」は、法人の場合のみ記入してください。

④ 「自己資本」は、次の額を記入してください。

a 法人 貸借対照表の純資産の部の合計金額

b 個人 貸借対照表(資産負債調)の元入金、事業主借及び青色申告特別控除前の所得金額を合計した額から事業主貸を差し引いた額

⑤ 「流動資産」は、次の額を記入してください。

a 法人 貸借対照表の流動資産の額

- b 個人 貸借対照表（資産負債調）の期末現金から貸付金までを合計した額
- ⑥ 「流動負債」は、次の額を記入してください。
 - a 法人 貸借対照表の流動負債の額
 - b 個人 貸借対照表（資産負債調）の期末支払手形から預り金までの合計額に貸倒引当金及びその他の流動性負債を加えた額
- ⑦ 「流動比率」は、小数点第2位以下切捨てとしてください。
- ⑧ 「従業員数（全社）」は、申請日現在の総従業員数（嘱託・パート等を含む。）を記入してください。「市と取引する支店等」欄には、内数を記入してください。

エ 担当者

入札参加資格審査申請書の内容についてお尋ねする場合がありますので、御回答いただける方の所属、氏名等をご記入ください。

（2）委任状（様式第2号）

様式第1号の「②受任者に関する事項（倉吉市と取引する支店等）」に記載がある場合は、必ず提出してください。

（3）使用印鑑届（様式第3号）

受任者（支店等）の使用する印鑑は、様式第2号「委任状」に押印するため、本届の提出は、不要です。代表者（本社）が入札、見積り、契約の締結及び履行並びに代金の請求及び受領等に関し、実印以外の印鑑を使用する場合に限り提出してください。

（4）市税の課税・納付状況に係る確認についての同意書（様式第4号）

申請日から令和9年3月31日までの間、倉吉市が競争入札参加資格審査及び指名審査のため市税の課税・納付状況を調査する同意書を提出してください。

（5）暴力団等の排除に関する誓約書（様式第5号）

実印を押印してください。

5 入札参加資格

入札参加資格を得るためには、次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」といいます。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- （2）令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するとして、一般競争入札又は指名競争入札に参加させることができない者でないこと。
- （3）法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税に、個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- （4）市税（延滞金及び加算金を含む。）を課されている者にあつては、これに滞納がないこと。
- （5）県内に本店を有する事業所にあつては、労働保険料に未納額がないこと。
- （6）営業を行うにつき、法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けている者であること。
- （7）申請日において、継続して1年以上その営業に従事していること。

- (8) 経営状況を確認し、総合的に営業が安定していると認められること。
- (9) 倉吉市暴力団等排除条例（平成 24 年倉吉市条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び暴力団員並びに同号に規定する暴力団でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等を役員又は支店若しくは営業所の代表者等としている法人でないこと。
- (10) 提出書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

6 入札参加資格審査の結果

入札参加資格審査の結果、資格の決定をしたときは、入札参加資格者とし、倉吉市水道事業（量水器）入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」といいます。）に登載し、市公式ウェブサイト上に掲載します。

入札参加資格の決定をしなかった者についてのみ、入札参加資格審査の結果の通知を送付します。

7 入札参加資格の有効期間

- (1) 定期受付 令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
- (2) 随時受付 令和 7 年 4 月 2 日以降に入札参加資格者名簿に登載された日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
なお、随時受付の場合における資格決定は、申請を受け付けた日の属する月の翌月の末日までに行うものとする。
- (3) そ の 他 入札参加資格の要件のいずれかを満たさなくなった場合は、その当該事実を確認した日の前日まで

8 申請書の受付票

申請書の受付確認が必要な場合は、申請時に受付票（任意様式）を提出してください。受付時に受付印を押してお返しします。

なお、受付票の郵送が必要な場合は、必要な額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

9 登載事項又は申請事項の変更

入札参加資格者名簿に登載されている事項又は入札参加資格の申請事項に変更があったときは、倉吉市水道事業（量水器）入札参加資格審査申請事項変更届（様式第 6 号）及び添付書類を提出してください。添付書類については、提出書類一覧表（変更時）（別表第 2）を確認してください。